

指定通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社オージェックス
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市西富井654-6
- (3) 電話番号 (086) 441-3010
- (4) 代表者氏名 代表取締役 大谷 勇人
- (5) 設立年月日 平成18年12月26日

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

- 名称 デイサービスセンター我が家
- 管理者 佃 宏樹
- 所在地 岡山県倉敷市西富井654-6
- 電話番号 (086) 441-0028 (代表)
(086) 441-5711 (直通)

事業所の種類	利用定員	指定年月日	介護保険指定番号
指定通所介護 第1号通所事業	80名	平成20年11月1日	3370205357

(2) 事業の目的

通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ① 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当）サービスを提供するように努めるものとする。
- ② 当事業所では、利用者の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をしていただくとともに、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- ③ 当事業所は、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(4) 通常の事業の実施地域

倉敷市、岡山市南区旧灘崎町、岡山市南区藤田第一小学校区、都窪郡早島町とする。

(5) 営業日、営業時間及びサービス提供時間

事業の種類	営業日	営業時間
指定通所介護	月～土曜日。祝日は営業。	午前8時30分～午後5時30分

第1号通所事業 (介護予防通所介護相当) (大規模Ⅱ)	(ただし、12月31日～ 1月3日は休み。)	サービス提供時間
		午前9時00分～午後5時10分

3 職員体制

当事業所では、利用者に対して居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤	体 制	備 考
管理者	1人	—	兼務	介護職員と兼務
生活相談員	1人以上	1人以上	兼務	介護職員と兼務
看護職員	1人以上	1人以上	兼務	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	1人以上	1人以上	専従	
介護職員	8人以上	6人以上	専従	

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについての「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割・2割又は3割になります。

- ① 生活相談 ② レクリエーション活動
 ③ 介護サービス（移動や排泄の介助・見守り等のサービス） ④ 健康状態の確認
 ⑤ 機能訓練 ⑥ 入浴サービス ⑦ 送迎サービス

《通所介護利用料金》

※通所介護利用料金は利用回数1回についての利用金額となっています。

① 所要時間7時間以上8時間未満、負担割合が1割の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用料金	6,070円	7,160円	8,300円	9,460円	10,590円
2. うち、介護保険 から給付される金額	5,463円	6,444円	7,470円	8,514円	9,531円
3. サービス利用に係 わる自己負担(1-3)	607円	716円	830円	946円	1059円

☆ 加算に関する事（金額はサービス利用に係わる負担割合が1割の場合）

- 入浴介助加算 40円（利用回数）
 若年性認知症利用者受入加算 60円（日額）
 個別機能訓練加算Ⅰ（口） 76円（日額）
 個別機能訓練加算Ⅱ 20円（月額）
 科学的介護推進体制加算 40円（月額）
 中重度者ケア体制加算 45円（日額）
 介護職員処遇改善加算Ⅱ 介護給付単位数の1000分の90

※但し、この料金表は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じるものとします。

《第1号通所事業（介護予防通所介護相当）利用料金》

※第1号通所事業（介護予防通所介護相当）利用料金は1月についての利用金額となっています。

利用者の要支援度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2
1. 利用料金	17,980円	36,210円
2. うち、介護保険から給付される金額	16,182円	32,589円
3. サービス利用に係わる自己負担（1－2）	1,798円	3,621円

☆ 加算に関する事（金額はサービス利用に係わる負担割合が1割の場合）

科学的介護推進体制加算	40円（月額）
若年性認知症利用者受入加算	240円（月額）
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護保険請求の1000分の90

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 介護保険給付の支給限度を超える通所介護サービス
介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。
- ② 食事の提供
利用者に提供する食事にかかる費用です。
料金：1食あたり 650円
- ③ 通常の事業実施区域外への送迎
通常の実施地域から片道5 km越えるごとに100 円いただきます。
- ④ レクリエーション
利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただく事があります。事前にご連絡させていただきます。
- ⑤ 複写物の交付
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ⑥ オムツ代金 1枚につき以下の料金をご負担いただきます。
尿取りパット 25 円 紙パンツ M 95円 紙パンツ L～ 117円
使用料金は、当月の利用請求と一緒に請求させていただきます。
- ⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費
その他、日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- ⑧ 付き添い者食事代 一食 650円
- ⑨ 写真代金 施設内で撮影した写真については希望される方に対して現像します。
料金は、当月の利用請求と一緒に請求させていただきます。1枚30円。

5 緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかにかかりつけ医、家族、身元引受人等関係者に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

6 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともにかかりつけ医師等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

事故発生の状況及び処置の記録を明確に取り、県の指針に基づき、市町村及び県（所管県民局）への報告を行い、その事故を元に原因を明確にし、再発防止策を講じると共に家族や関係各所への報告を行います。

賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

7 非常災害対策について

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備など必要な整備を設けるとともに、具体的な防災計画を立て、職員及び利用者が参加する訓練を定期的の実施いたしますので、その際にご協力をお願いします。

8 利用料金のお支払方法

原則として、介護保険の給付の対象となるサービスの利用者負担分（1割、2割又は3割）を翌月10日までに利用請求書を送付又はお渡しいたしますので、15日までに下記の方法でお支払いください。なお、口座振替については規定の振替日に振替となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記指定口座への振込

トマト銀行 中島支店 普通 1180622

株式会社オージェックス 代表取締役 大谷勇人

ハ. 口座振替サービスによる振替（翌々月の7日振替）

9 利用の中止・変更、追加

◎ 利用の予定日の前に、利用者の希望により、居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申出てください。

◎ 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止・変更をされた場合でも、取消料はいただきません。

10 禁止行為について

- ① けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- ③ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

11 損害賠償について

- ① 利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状を回復する責を負わなければならない。
- ② 損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免することができる。

12 個人情報の保護について

『デイサービスセンター我が家』では、利用者様の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者様本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

[利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的]

1 『デイサービスセンター我が家』内部での利用目的

- ① 当施設が利用者様等に提供するサービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 利用状況等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

④ その他

- ・ 広報誌、施設内掲示

2 他の介護保険事業所等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の利用等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または、保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

[上記以外の目的]

1 当施設内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 当施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・ 当施設において行われる事例研究

2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
- ・ 外部監査機関への情報提供

13 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受けつけます。

◎ 苦情の受付窓口

担当者 管理者 佃宏樹

電話 (086) 441-0028 (代表)

(086) 441-5711 (直通)

◎ 受付時間

毎週 月・火・水・木・金曜日

午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所介護保険課	月～金 8:30～17:15 086-426-3343
岡山市役所介護保険係	月～金 8:30～17:15 086-803-1240
都窪郡早島町役場介護保険課	月～金 8:30～17:15 086-482-0613
岡山県国民健康保険連合会	月～金 8:30～17:15 086-223-8811

私は書面に基づいて職員()より通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当)のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

サービス利用者

㊞

署名代行者

㊞

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

(事業者) 株式会社オージェックス
代表取締役 大谷 勇人

(利用者) 氏名 印

(家 族) 氏名 印